（様式４）

令和　　年　　月　　日

**企　画　提　案　書**

（宛先）

春日市長　井　上　澄　和

所在地

法人名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

「令和５年度プロポーザル方式による市有財産（春日市役所駐車場）借受者公募要領」による企画提案書を提出します。

（事務担当責任者）

所属・職名

氏名

電話

FAX

Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

１　企画提案書等について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名及びその内容 | 作成に当たっての留意点 | 提出部数 |
| １　企画提案書 | 様式４を使用 | 原本１部 |
| ２　事業計画書 | Ａ4サイズ、片面、20枚以内で作成、ページ番号を付すこと | 11部 |
| ３　レイアウト図 | Ａ3サイズ、縮尺・方位を統一 | 11部 |

２　事業計画書について

　　事業計画書の作成にあたり、次の項目は必ず記載してください。

　　※事業計画書には、会社名やロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示を一切しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 記載内容 | 審査で重視する点 |
| 1. 貸付料 | 貸付料（年額）（消費税別） | ・貸付料の額 |
| 1. 利用料金 | 閉庁時（平日午後6時から午前7時30分まで、土日祝日及び12月29日から1月3日まで）における料金 | ・調査設定及びその設定根拠が適切か |
| 1. 運営管理体制 | 現地対応可能時間  電話対応体制  個人情報保護について | ・24時間365日体制で対応が可能か  ・コールセンター対応が可能か  ・コールセンター応答率（オペレーターに繋がる割合）は一定基準以上確保できているか  ・外国人対応ができるようにコールセンターには日本語以外に英語、中国語、韓国語の対応ができるスタッフを有しているか  ・ゲートの遠隔操作が可能か  ・プライバシーマークを取得し、個人情報保護に配慮した取組みを行っているか |
| 1. 苦情処理   トラブル対応 | 苦情処理の際の連絡体制  苦情対応マニュアル  トラブル処理マニュアル  他団体でのトラブル対応事例  （報告から処理完了まで） | ・苦情処理、トラブル対応の体制が整っているか  ・マニュアルは分かりやすく整理されているか  ・トラブル対応は適切か |
| 1. イベント時の対応 | 市のイベントへの対応 | ・駐車場の開放及び復旧作業における市の負担の程度 |
| 1. 停電時の対応 | 駐車場の開放と復旧の手順 | ・駐車場の開放及び復旧作業における市の負担の程度 |
| 1. 放置車両（長期駐車）対策 | 長期間の駐車への対応  処理日数 | ・対応策が整っているか、対応は迅速か |
| 1. 安全対策 | 駐車場利用者、通行人への配慮 | ・安全確保は十分か |
| 1. 設置機器及び認証機 | 駐車場事業の運営のために設置する機器  市が無料措置を行う際に必要な機器等 | ・入出庫ゲートの数は十分か  ・満空情報が表示できる装置か  ・精算機には電話もしくはインターホンを設置しているか  ・精算機の案内は表示以外にも音声対応しているか  ・貸与機器は適切か、貸与台数は十分か  ・割引機器は、3種類以上の割引内容が設定でき、誤って処理しても2度目の処理を優先できているか |
| 1. 案内看板及び満空表示 | 設置場所、大きさ、表示内容 | ・利用者が利用方法を確認できるか  ・案内看板、満空表示の設置数 |
| 1. 多様な   支払方法 | 電子ﾏﾈｰ、ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ、高額紙幣新500円硬貨、新紙幣対応等の多様な支払方法の導入 | ・多様な支払方法が可能か  ・インボイス制度への対応も考慮しているか |
| 1. 駐車場の維持管理 | 駐車場設備機器の保守メンテナンス・復旧体制、場内の清掃等の維持管理（巡回回数／清掃回数）を明確に | ・体制が整っているか  ・巡回や清掃、定期保守の回数は適切か  ・自社（グループ会社含）対応が可能か（警備会社に丸投げしていないか）  ・市への報告方法を明示しているか |
| 1. 利用者への配慮 | 高齢者や障がい者への配慮  出入口の混雑対策 | ・十分な配慮がなされているか  ・混雑対策が十分図られているか |
| 1. 環境への配慮 | 環境配慮などの取組 | ・環境負荷の低減や地域環境に配慮しているか |
| 1. その他 | 利用者に対する独自サービス等 | ・利便性や満足度向上が図られるか |
| 1. 実績 | 他自治体における実績  （事業者が駐車場を借受け、自治体に貸付料を支払う、同様の事業形態が対象） | ・同様の駐車場事業における実績を積んでいるか |

３　レイアウト図

|  |  |
| --- | --- |
| ①　車室 | 車室は118台とする  ｢多目的駐車区画｣は現況のままとすること |
| ②　精算機、看板等の駐車設備 | 主な駐車設備の設置場所を記載すること |
| ③　駐車場法（昭和32年法律第106号）への対応 | 必要に応じ、対応を記載すること |